

結核予防法と感染症法の統合問題について（緊急声明）

全国保健所長会

平成17年10月31日

厚生労働省は、結核予防法を廃止して感染症法に統合する方針を示した。バイオテロ対策の観点から感染症法の改正案を検討する中で、管理規制を強化すべき病原微生物の中には「多剤耐性結核菌」も含まれるとの考えに端を発する方針であり、具体的な法改正の在り方については、厚生科学審議会感染症分科会（以下、分科会）を開催して意見を聴いている。

しかしながら、これまでの分科会（平成17年9月29日、10月5日、及び10月18日）では、出席した多くの委員から厚生労働省の方針に反対や疑問視する意見が表明されている。また、結核対策に関連のある専門学会（日本結核病学会及び日本呼吸器学会）からは、両法律の統合に関する具体的な問題点の指摘とともに、性急な統合方針案の棚上げと今後各方面での活発な議論を踏まえた十分な審議を求める共同声明（※注）が出された。

全国保健所長会は、この共同声明の内容に賛同し、両法律の性急な統合方針には強く反対するものである。テロ対策は国際的な課題であり、その重要性を否定するものではない。しかし、国内においては公的関与に基づくDOTS戦略の推進など、結核対策の一層の強化が求められているところであり、多くの課題を抱えたままの両法律の統合は、結核のまん延、ひいては多剤耐性結核の増加を招き、今後のテロ対策に悪影響を及ぼすことも予想される。

わが国が結核の「中まん延国」あるいは「改善足踏み国」から早期に脱却するためには、結核予防法の再改正こそを優先させるべきである。ここに本会は、テロ対策を契機に両法律を統合するという方針を撤回し、結核対策の更なる充実強化を求めるものである。それとともに、今後の結核予防法及び関係法令の改正にあたっては、対策現場の実情を踏まえたものとするために、厚生労働省は地方自治体、その他関係者の意見を幅広く聴取し、厚生科学審議会での十分な審議を経たうえで改正案を検討するべきである。

（※注）

・結核予防法の感染症法への統合について（共同声明）、平成17年10月18日。

→ 日本結核病学会（理事長：下方 薫）及び日本呼吸器学会（理事長：堀江孝至）の共同声明であり、10月18日の厚生科学審議会感染症分科会の出席委員に配布されたほか、両学会のホームページ上でも公開されている。

（参考） 日本結核病学会ホームページ (<http://www.kekkaku.gr.jp>)

日本呼吸器学会ホームページ (<http://www.jrs.or.jp>)